

### 第三者評価結果

事業所名：ののほな保育園

#### A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、園の保育理念や保育方針、保育目標などに基づき、法人が作成したものを基に、年齢ごとの子どもの保育目標や養護（生命の保持・情緒の安定）や教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）、健康支援、食育の推進、環境及び衛生管理、安全対策などについて、園の独自性を活かし具体的な取組が挙げられています。年度末のクラス毎や全体の振り返りを話し合い、職員の見解を園長・主任が集約して、評価・見直しを次の作成に活かしています。全体的な計画の作成に職員が参画していますが、全職員に周知するのは今後の課題と捉えています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>園ではエアコンを使用し、保育室には温湿度計が設置され、暑さ指数も掲示して、熱中症に気を配っています。施設は十分な採光がありますが、夏季は暑いためカーテンを工夫したり、遮光カーテンを設置して調節し、常に適切な状態を保持しています。衛生管理マニュアルなどに沿って玩具や設備の衛生管理に努め、寝具は布団乾燥を年3回実施しています。乳児の保育室は柔らかい素材の床材を使用し、子どもの発達や活動内容に合わせ家具や遊具の素材を考慮しています。また、サークル、机、マットなどを使用してコーナーを作り、子どもがくつろぎ落ち着いて遊べるよう工夫しています。絵本コーナーや別室を用いたり、パーテーションを置くなどして落ち着ける場所、クールダウンする場所も用意しています。手洗い場は各保育室内にあり、トイレも1・2歳児クラスは保育室に設けられていて子どもの利用しやすい動線になっていて、明るく清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>子どもを受容するために大切なことは、子どもの視線に立って、今どんな気持ちでいるのか、一人ひとりの子どもを把握し、子どもを尊重することだと考えており、日々の保育の中でも、子どもにとって何が有益なのか話し合いながら保育を実施するよう取組んでいます。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう見守る時間を大切にしています。また、子どもの表情や仕草から子どもの気持ちを汲み取るよう努めています。保育者目線ではなく、子どもの気持ちを大切に、する・しないを尊重して応えるようにしています。また、保育士は、絶えず優しく声かけし、靴を上手に履けない子どもに、やり方を教えたり、ゆっくり待つ様子も見られ、せかしたり、制止させる言葉は用いないようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>基本的な生活習慣を身につけるには、子どもの状態を見ながら援助することを大切にしています。できたことを褒め、子どもができたことが嬉しいと達成感を得て、次の意欲に繋がるよう声掛けしています。子どもの状況や状態を職員間で共有し、一人ひとりの子どもに対応して援助をしています。子どもがやりたくない時もあるとして、「今日は手伝って良いな」と聞きながら援助しています。幼児は縦割り保育を実施していますが、3歳児クラスは、食事、着替え、午睡などの生活の場面はクラスで過ごすことで無理なく生活できるよう配慮しています。早朝登園の子どもは、必要に応じて午前寝したり、夕方は休息を取るなど子どもの生活リズムに応じてバランスが保たれるようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

子どもが自分で考えて選んで遊べるよう、乳児クラスは手の届く場所に子ども的人数に合わせて玩具の数を多く配置し、幼児クラスは複数のコーナーを設定して、好きな遊びが選択できる環境を整備しています。園庭では、かけこや縄跳び、鉄棒など元気に身体を動かしています。室内では乳児も幼児もリズム遊びなどで身体全身を使って活動しています。また、散歩で公園に出かけ、少しずつ歩く距離が延びる取組を実施しています。お店屋さんごっこや運動会では、日々の保育の中で、子どもたちが話し合い、友だちと協同して自発的に活動できるよう援助しています。園庭や近隣の公園など四季の自然に触れています。散歩では、交通ルールを学び、近隣の人々と挨拶を交わしています。職員の公園清掃に子どもも協力するなど、地域の美化運動を体験しています。また、公園にいた親子に園児が話しかけ、共に遊ぶ姿が見られます。

<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

0歳児の保育においては、子どもの生活リズムや状況に合わせ、午前寝や夕方は休息をするなど一人ひとりの子どもに対応して長時間過ごすことへの配慮をしています。子どもとは、抱っこなどスキンシップを図り、安心して、情緒の安定が保たれるよう密な関わりを持っています。子どもの表情から気持ちを汲み取るよう努めています。生活の中ではわらべ歌を取り入れて接する事で、子どもの表情も豊かになっています。子どもの発達や月齢に応じて指先や手を使う遊びを取り入れるなど、興味・関心を持つことが出来るよう配慮しています。発達過程に応じた遊びの工夫や食事の援助をしています。また、まだ歩けない子どもも外気に触れる機会として散歩に行っています。保護者とは連絡帳アプリを用いて情報交換を図ると共に会話も大切にしている、子どもの様子を伝え、離乳食などの相談をしています。

<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

1・2歳児の保育においては、遊びや生活の中で子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して、子どもの状況に合わせて対応しています。保育士は、子どもの欲求に応え探索活動が出来るよう職員間で連携して安全に気を配っています。公園や園庭では、危険に注意しながら、子どもが好きな遊びを安心して遊べるよう心掛けています。子どもの自分でやりたい気持ち、自我の育ちを受け止め、見守っています。出来ない時は言葉かけをしたり、子どもが気持ちを切り替えるのを待っています。時には、クールダウンするように場所を変えて待つこともあります。取り合いなどのトラブルは、相互の気持ちを伝え、納得できるよう仲立ちをして関わっています。子どもたちは毎日午前のおやつ時間に給食職員から給食で使用される野菜を見せてもらい触れる機会を持っています。子どもの状況をその都度保護者に伝え、連携を図っています。

<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

園は、縦割り保育を実施していて、3歳児は、普段から年上の子どもの遊ぶ様子を興味深く見て、自分で好きな遊びを見つけ、年上の子どもやっているよう真似して遊んでいます。一方、着替えや食事などの生活面は落ち着いて自分で自信を持ってできるよう、別の部屋で過ごしています。4歳児の保育に関しては、自分で好きな玩具を選んで遊んだり、友だちと一緒に話し合いながら遊びを工夫しています。5歳児の保育に関しては、みんなで一緒にやる楽しさから運動会の出し物を自分たちで保育士に提案して進めています。お店屋さんごっこでは、制作やお店屋さんをするなど友だちと一緒にやり遂げるといった協同的な活動に取り組んでいます。また、散歩では、ペアになった3歳児の子どもを世話をする姿が見られました。子どもの協同的な活動は、保護者や就学先の小学校には伝えていますが、地域に伝える工夫はこれからの課題と考えています。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園内はバリアフリー構造になっていて、エレベーター、みんなのトイレを設置しています。障害のある子どもの個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるか考慮に入れて作成しています。計画に基づき、個別配慮をしながら、出来ることは同じように活動するなど、子どもの状況に応じた保育を実施しています。保護者とは、民間療育での対応や家での様子を確認して、共通理解を図って連携を密にしています。主任や職員は障害児研修に参加し、他の職員に周知を図り、内容を共有して保育に活かしています。また、ケース会議を実施して、職員間で情報を共有しています。保護者には園のしおり(重要事項説明書)の「障害児保育について」で、『人は一人ひとりみな違います。障害の有無ではなく、一人ひとりに着目した保育を行うことは保育の原則です。』と伝えていきます。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>年齢毎の年間指導計画「園で長時間過ごす子どもへの配慮」の項目に子どもの発達過程や生活リズム、心身状態に配慮するなどを記載し、更に長時間保育デイリープログラムでは具体的な内容が示され、職員は共通認識を持って保育にあたっています。家庭に近い環境を作り、子どもたちが落ち着いて過ごせる環境設定を大切に考えています。個々の子どもの様子や体調など状況により、ゆったりと活動したり、休息したりと個別に対応できるようにしています。0歳児だけで家庭的でゆったりと過ごせるように職員配置に余裕を持つよう配慮しています。現在は、夕食・補食の希望者はいませんが、提供の用意はあります。職員間の引き継ぎは口頭と連絡事項を書いた「引継ぎ簿」を用いて行っています。職員は引継ぎ簿に保護者に連絡した内容・返事等を書いて、次に確認することで保護者への伝え忘れを防いでいます。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>全体的な計画や5歳児年間指導計画に小学校との連携（接続）や就学に関する事項を記載し、それに基づいた保育が行われています。子どもたちは、就学に向けて散歩で近隣の小学校に行ったり、周辺の保育園と5歳児交流保育を行っています。保護者には、懇談会で小学校の生活などを話し、小学校への通学路を一緒に歩いて確認することを伝えています。5歳児担任と園長、主任は幼保小連携事業の研修や会議に参加して情報交換を行い連携を図っています。5歳児担任は、保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。今後は、さらに小学校や小学生と交流し、小学校を知る機会が増えることを期待します。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>子どもの健康管理マニュアルを整備して、職員は、毎朝健康観察を行って健康状態を把握し、お昼の打ち合わせで周知しています。子どもの体調の変化やけがなどは、直ちに園長に報告し、必要に応じて事前に保護者に電話で状況を伝え、降園時に事後の対応を話し合い、次の登園時に確認をしています。保健計画は、年間目標、月毎・期毎の保健目標と配慮、健康習慣、清潔週間など具体的な取組を記載しています。既往歴や予防接種の状況などの新たな情報は、その都度保護者から連絡帳アプリや口頭で知らせてもらう他、基本的に年度末、保護者に健康台帳を確認してもらっています。保健だよりを発行して、子どもの健康に関する情報を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を習得し、必要な取組を実施しています。保護者には、入園説明会でSIDSに関する取組を伝え、0・1歳児の懇談会で再度確認しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>年に2回、健康診断と歯科健診が行われ、結果は健康台帳に記載し、職員間で共有しています。保護者には結果を連絡帳アプリで知らせています。子どもたちには、行事として虫歯予防の日に、年齢に応じて分かりやすくカバの歯模型を使用して歯磨き指導を行うなど、歯磨き、手洗いに気を付けています。また、嘱託医とは、子どもの健康に関して日頃から相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりと連携を図っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>アレルギー疾患のある子どもに対して厚生労働省「保健所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理表」を提出してもらい、除去食を提供しています。保護者とは、毎月除去面談を行い、代替えや除去の献立を確認し、病院との関わりや家庭での様子などを共有しています。職員は、キャリアアップ研修や横浜市の研修に参加して、必要な知識・情報を得て対応しています。園のアレルギー疾患、慢性疾患等についての情報は入園のしおりや保健だより等で伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

園は、子どもが楽しく食べられるよう、食に興味を持てるよう年齢に応じて食育活動をしています。全体的な計画と年間指導計画に食育の項を設け、食育年間計画を整備して年齢毎のねらいや具体的な取組を示しています。乳児は、食材を見て、触ったり、トウモロコシの皮むきをしたり、幼児は、煮干しの頭取りや米研ぎ、味噌汁を作る他、米作りや野菜栽培、健康と食べ物の関わりを学ぶなど様々な活動を行っています。また、食事の援助は、言葉かけをし、子ども一人ひとりに合わせて行っています。食器は強化磁器を使用し、年齢に応じた食器や食具を使用しています。個人差や食欲に応じて対応しています。乳児は、食べきった達成感を大切に様子を見て援助しています。幼児は、自分で希望を伝え、量を加減しています。5歳児は卒園前の3月にリクエストメニューで希望した献立を提供してもらっています。保護者には、給食だよりや園だよりで取組を伝えています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

和食を基本に、季節感を大切に旬の食材を使い、季節に合わせた献立や行事食を取り入れています。国産の安全な食材と無農薬の玄米を使用しています。毎月、郷土料理も取り入れていて、子どもが地図に興味を持ってもらえるよう幼児クラスに大きな日本地図を掲示し、該当する県を塗り、献立名が書かれたイラストと共に示しています。毎月の給食会議で担任から子どもの状況を聞き、喫食状況を把握しています。把握した内容は、味付けや子どもの噛む力などを考慮して調理の工夫に活かしています。栄養士は保育室を廻って食事の様子を見たり、毎日の打ち合わせでアレルギー食や離乳食、クラス毎の様子などの状況を確認しています。給食室の衛生管理は「大量調理マニュアル」に沿って適切に対応し、HACCPに基づいて温度管理をしています。栄養士は戸塚区栄養士会や法人栄養士会に参加して情報交換を行っています。

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。乳児クラスは連絡帳アプリを用いて、家庭と園の連続性を考慮して連携を図っています。毎月の園だよりに【保育と子育て目標】【食育目標】を記載し、保育室前には月のクラス目標と食育目標を掲示して保護者に理解を得るよう努めています。更に、懇談会では日々の様子を伝え、保育の意図や保育内容を伝えています。ドキュメンテーションで日々の活動の様子を伝えています。1年の成長ぶりが分かるよう綴られていて、保護者は自由に閲覧できます。幼児クラスは保育参加により、1日保育士として一緒に活動し、その後希望者は個別面談をしています。また、運動会やお楽しみ会などの行事では、子どもが友だちと共に活動する様子がみられる機会を活用して、子どもの成長を共有できるよう支援しています。個別面談などの保護者との情報交換の内容は記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

職員は、保護者と笑顔で対応するよう心掛け、毎日の送迎時にコミュニケーションを図るようにしています。また、保護者一人ひとりに向き合い、受け止める姿勢を持つよう努めています。園長は、保護者の相談を最優先したいと考えていて、降園時は事務所にいるように心掛け、言葉かけして、保護者からも声をかけやすいよう気を配っています。保護者とは最低年に1度は個人面談を行っていて、保護者の要望に合わせて相談に応じています。相談の際は、落ち着いて話しが出来る環境を用意しています。相談内容は、記録し、継続してフォロー出来るようにしています。相談を受けた保育士が適切に対応できるよう、園長の助言を受けられる体制になっていて、必要に応じて、面談に園長が同席して相談に応じることもあります。

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
---	---

<コメント>

保育士は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、トイレや着替えの際の観察などを通じて、子どもの状況の把握に努めています。虐待防止マニュアルを整備し、発見のポイント、子どもの様子、養育者の様子、初期対応等のチェック項目と関係機関との連携などを示し、職員が可能性があると感じた時の手順を定めています。また、年に1回の虐待に関する園内研修を実施しています。外部の研修を受講した時は情報共有しています。必要な場合は、写真による身体記録や経過観察を行い様子を見るようにしています。また、保護者の状況を見極めながら声掛けや挨拶をしたり、無理のないように話をゆっくり聞いたりするなどの援助をしています。区をまたいで保健師と連携を取るなど、関係機関と連携を図っています。今後も継続して子どもの権利擁護を推進する取組に期待します。

### A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価 結果</p>
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a

<コメント>

年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっていて、自己評価は、意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。更に、子どもの成長や個々の子どもの意欲や取組む姿勢を重視しています。自己評価は、期毎、月、週、日と定期的に行っています。日々の打ち合わせや会議では、他の職員の意見やアドバイスを聞くことで色々な方向から保育を見直すことができ、互いの学び合いや意識の向上に繋がっています。職員は、より良い保育をするために、いろいろな見方、柔軟な考えを持って保育の改善や専門性の向上に取り組むよう努めています。保育士の保育実践の振り返りを保育所の自己評価に繋げています。